

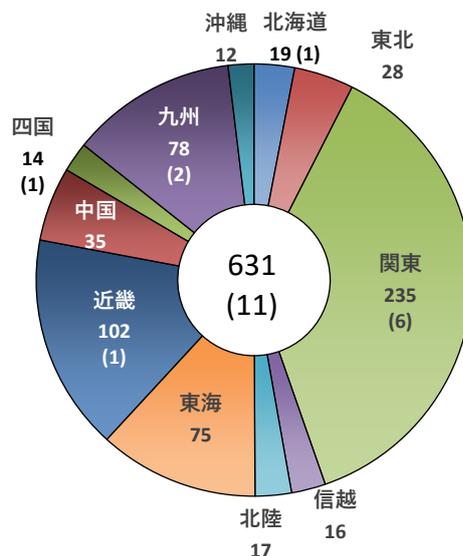
特定信書便事業への参入状況

【令和7年6月23日現在】

() 内は、今回許可した事業者数の再掲

[本社所在地別・参入事業者数]

特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、関東が235者で最も多く、近畿が102者、九州が78者で続いています。



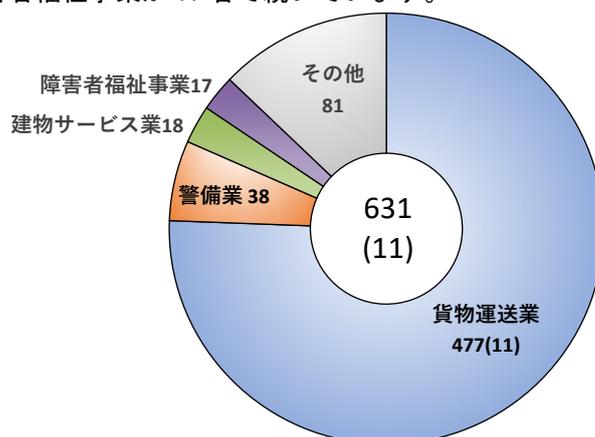
[役務種類別・参入事業者数]

特定信書便事業の役務種類別に見ると、1号役務が571者で最も多く、3号役務が313者、2号役務が95者の順になっています（複数の役務を提供する事業者があるため、役務種類別事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しません）。

役務種類	事業者数
1号役務：長さ・幅・厚さの合計73cm超、又は重量4kg超の信書便物を送達するもの	571(10)
2号役務：信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの	95
3号役務：料金の額が総務省令で定める額（国内は800円）を超えるもの	313(2)

[主たる業種別・参入事業者数]

特定信書便事業者が営む主たる業種別に見ると、貨物運送業が477者で最も多く、警備業が38者、建物サービス業が18者、障害者福祉事業が17者で続いています。



※貨物運送業以外を主たる業種としている事業者についても、基本的には主たる業種の他に貨物運送業を営んでいます。